

高知県・高知市児童虐待死亡事例検証委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 平成26年12月に県内で発生した児童虐待死亡事例（以下「事例」という。）について、検証を行い、今後取り組むべき課題や方策を検討し、再発防止に資することを目的として、高知県・高知市児童虐待死亡事例検証委員会（以下「委員会」という。）を高知市と共同で設置する。

(検討内容)

第2条 委員会で検討する内容は、次のとおりとする。

- (1) 事例の問題点と課題の整理
- (2) 取り組むべき課題と再発防止に向けた提言
- (3) 前2号に掲げるもののほか、検証の目的に必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、知事と高知市長が共同で委嘱する委員10人以内で組織する。

- 2 委員会に委員長1名を置き、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代行する。

(会議及び調査)

第4条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、事例に関する関係機関を招き、意見を聞くことができる。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、関係機関への調査を行うことができる。

(秘密の保持)

第5条 委員は正当な理由なく委員会の職務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第6条 委員会の事務を処理するため、高知県地域福祉部児童家庭課内に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月14日から施行する。